

新監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年4月27日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

（1）対象部署

江南区役所、福祉部、こども未来部

（2）対象事務

令和2年4月から令和2年11月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

（1）重点調査項目

内部統制対象事務において、内部統制が有効に整備・運用されているかについて、重点的に調査を実施する。

（2）事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

（3）収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

（4）支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

（5）契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

(7) その他

監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

(2) 実施日程

令和2年12月14日～令和3年4月27日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

ア 国民健康保険システムへの入力漏れにより国民健康保険高額療養費の過支給が発生したもの

(江南区役所区民生活課)

国民健康保険高額療養費の過支給が西蒲区で判明したことを受け、制度所管課である保険年金課が過去5年に遡って国民健康保険システム(以下本項において「国保システム」という。)の全データを調査したところ、所得関連情報の入力漏れに起因する過支給が4区で生じており、本監査の対象である江南区役所区民生活課においても平成29年度に1件128,295円、平成30年度に1件2,250円の過支給が生じていた。また、過支給には至らなかったものの、全ての区役所において、複数の所得関連情報の入力漏れがあったことが判明した。

国民健康保険高額療養費の支給に係る自己負担限度額の区分は、国保システムが市民税オンラインシステムから取得する所得情報に基づき判定されるが、市民税の未申告等により所得情報が不明な者については、被保険者が別途申告する国民健康保険料収入申告書(簡易申告書)の所得関連情報を、各区の職員が国保システムに入力して判定して

いる。この時、一部の項目に入力漏れがあり、当該被保険者の自己負担限度額区分が低く判定されたことから過支給が発生したものである。

なお、過支給が生じた区では既に対象者へ謝罪及び返還手続きを進めているほか、入力漏れ防止のためチェック項目を追加するなどの対策が講じられている。

国保システムにおける所得関連情報の入力方法については、保険年金課が作成し各区に配付した新潟市国保システム運用手引書に明記されている。担当者が同手引書の手順通りに入力を行えば、本件は未然に防ぐことができたものであり、手引書の手順通りに入力するという当たり前のことを、事務ミス防止のための基本としてもう一度徹底する必要がある。

他方、一般論として、担当者による誤入力等の発生は根絶し難いものであるが、その影響は広範囲に及び市民の不利益や本市の損害、信頼低下に直結する。これが業務上のリスクであるという認識をはじめ、事務手順の再確認と徹底を含む職場内での研修指導や、制度所管課並びに同じ業務を取り扱う他の区と連携して対策を検討するなどの組織横断的な取組みが不十分であったといえる。

国保システムは令和4年度に新システムの導入が予定されており、本事案の発生を受け、システム側で未入力項目に警告を発する機能を設けるよう、各区が連携して制度所管課に要望している。今後は、所属内での事務手順の再確認に加え、関係所属と十分に連携して対策を講ずるなど、再発防止に努められたい。

【合規性】

○国民健康保険法施行規則

(月間の高額療養費の支給申請)

第二十七条の十六

3 令第二十九条の二第一項又は第二項の規定による高額療養費が、令第二十九条の三第一項第二号又は第三項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。(略)

4 高額療養費が、令第二十九条の三第一項第五号又は第四項第五号若しくは第六号の規定によるものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

イ 障がい福祉システムの設定誤りにより重度障がい者医療費助成金の誤支給が発生したもの

(福祉部障がい福祉課)

重度障がい者医療費助成において、障がい福祉システムの移行時に所得判定の設定を誤ったことにより、本来対象外とすべき7名を誤って認定し、総額849,336円の医療費を助成していた。

重度障がい者医療費助成制度は、障がい福祉システムを利用し、市が定める基準額

と、所得項目の合計額から控除項目の合計額を差し引いた金額を比較することにより、認定及び支給停止の判定を行っている。本事案は、平成 30 年 4 月の新システム移行時に、誤って繰越損失額を二重に控除する設定としたことから誤認定が生じたもので、当該システムの運用支援業務を受託した業者からの報告により判明している。

なお、既に誤認定した対象者には謝罪及び説明がなされ全額が返還されているほか、当該システムも改修がなされている。

システムの仕様や制度解釈に誤りがあった場合、その影響は広範囲に及び市民の不利益や本市の損害、信頼低下に直結する。一旦稼働したシステム内の不備を未然に発見・改修することは容易ではないが、成果品の検収は発注者の義務であり、リスクが顕在化した場合の責任は免れない。

本件の発生を踏まえ、システムに内在するリスクをあらためて認識したうえで、システム改修時の関係所属や受注者との連携、成果品の検収方法等の見直しや、制度改正などの機を捉えシステムが適正に動作しているか確認を行うなど、再発防止に努められたい。

【合規性】

○新潟市重度障がい者医療費助成規則

(助成対象者)

第 3 条

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、重度障がい者医療費助成をその年の 9 月から翌年の 8 月までの間行わない。

(1) 助成対象者の前年の所得(1月から8月までの間に受けた医療に係る重度障がい者医療費助成については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「令」という。)第 7 条に定める額以上であるとき。

(2) (略)

3 前項の所得の範囲及びその算定方法は、令第 8 条第 3 項又は第 4 項に定める計算方法によるものとする。

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(特別児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法)

第五条 法第六条から第八条まで及び第九条第二項各号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税に係る地方税法第三十二条第一項に規定する総所得金額(所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第二号の規定により計

算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第六項に規定する条約適用配当等の額の合計額から八万円を控除した額とする。

ウ 国民年金受付処理システムの設定誤りにより、老齢年金生活者支援給付金及び障害基礎年金の誤支給、国民年金保険料の還付・調整等が発生したもの

(福祉部保険年金課)

所得が一定基準以下の年金受給者の生活支援のため、年金に上乘せして支給される老齢年金生活者支援給付金制度の施行に向け、令和元年度に本市の国民年金受付処理システムを改修したが、その際に住民基本台帳登録外課税者の解釈を誤って設定した。このため、当該システムの世帯課税情報を基に日本年金機構が行う同給付金の支給対象者の判定に誤りが生じ、本来は対象外となる12名に誤って給付金が支給された。

また、当該システムの導入初期に、国民年金免除申請等の審査対象となる所得の設定を誤り、本来は審査対象とならない株式の譲渡所得と分離課税の配当所得を含んだ所得状況資料を、日本年金機構に提出していたことが判明した。これにより国民年金保険料の免除申請者77名の審査結果に変更が生じ、保険料の還付・調整等が行われたほか、障害基礎年金受給者1名の支給額に変更が生じた。

なお、本件対象者については既に保険年金課より謝罪と説明がなされ、了解を得たうえで、日本年金機構による過払い金の返還手続きや年金の追加支給、保険料の調整等が行われている。

システムの仕様や制度解釈に誤りがあった場合、その影響は広範囲に及び市民の不利

益や本市の損害、信頼低下に直結する。一旦稼働したシステム内の不備を未然に発見・改修することは容易ではないが、成果品の検収は発注者の義務であり、リスクが顕在化した場合の責任は免れない。

本件の発生は、システム導入時及び改修時に、その仕様等が関係法令・制度に合致しているかの確認が不十分だったことに起因する。また、両事案とも外部機関からの照会等を通じて判明していることから、システムの成果品を検証する機会を設けていたか、それに必要な専門知識を有する職員の育成が所属内で行われていたかという点で、疑念を抱かざるを得ない。

当該システムは令和4年度に新システムの導入が予定されているが、本件の発生を踏まえ、システムに内在するリスクをあらためて認識したうえで、システム導入・改修時における関係機関や受注者との連携のあり方、成果品の検収方法等の見直しや、制度改正などの機を捉えシステムが適正に動作しているか確認を行うなど、再発防止に努められたい。

【合規性】

○市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について(厚生労働省年金局事業管理課長発 地方厚生(支)局年金調整(年金管理)課長宛て 平成31年3月13日事務連絡)

第2 所得情報データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱い

所得情報データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱いについて、「年金生活者支援給付金に係る意見等及び回答」(平成26年12月25日版。以下「従前回答」という。))の項番33及び51においては、住民登録外課税をしている同一世帯の世帯員について、同一世帯ではないものとして取り扱い、「2:設定済・把握している」と設定していただきたいとお示ししました。

しかしながら、今般、マイナンバーを活用した情報連携により、機構から所得情報の照会を行うことを想定していることを踏まえ、「年金生活者支援給付金事務取扱等に関するQ&Aの改訂について(Ver.2)」(平成31年2月1日付け地方厚生(支)局年金調整(年金管理)課長宛て事務連絡)の3.A.⑦において、所得情報設定表示1に「3:設定済・把握していない」を設定していただくよう、従前回答の方針を変更いたしましたのでよろしく申し上げます。

なお、対象者本人が住民登録外課税者である場合については、従前どおり、「3:設定済・把握していない」を設定してください。

○国民年金法施行令

(所得の額の計算方法)

第六条の十一 法第九十条第一項第一号及び第三号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四

条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等所得相互免除法第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

(2) 注意事項

監査にあたってみられた、特に注意すべき事務処理誤り等（総件数 40 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（3 件）

- ・督促状の未発送
- ・調定処理の遅延

イ 現金取扱事務に関すること（3 件）

- ・現金管理、ごみ袋の在庫管理の不徹底
- ・手書き納付書の連番管理の不徹底

ウ 支出事務に関すること（7 件）

- ・週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り
- ・支払事務の遅延

エ 契約事務に関すること（14 件）

- ・入札調書、見積合わせ結果調書の作成誤り
- ・予定価格の設定誤り

オ 指定管理事務に関すること（2 件）

- ・月例報告書の未提出

カ 財産管理事務に関すること（10 件）

- ・使用料等の算定誤り
- ・使用料の事務手続き誤り

キ 内部統制に関すること（1 件）

- ・整備上・運用上の不備の発生
（文書の誤廃棄、重点統制事務以外での不備発生）

8 意見

業務システムに係る事務処理誤りについて

（福祉部）

本監査の対象期間中に、福祉部において業務システムに係る事務処理誤りが複数

判明した。

障がい福祉システムでは、当該システムへの移行時に所得判定の設定を誤ったため、重度障がい者医療費の助成に際し、本来は対象外となる7名に誤って助成金が支給された。

国民年金受付処理システムでは、当該システムの改修時に誤った解釈で世帯課税情報を設定したため、当該システムのデータを基に日本年金機構が行う老齢年金生活者支援給付金の対象者の判定に誤りが生じ、本来は対象外となる12名に誤って給付金が支給された。また、当該システムの導入初期に審査対象となる所得の設定を誤り、対象外の所得を含んだ所得状況資料を日本年金機構に提出していたことが判明し、国民年金保険料の免除申請者77名の審査結果に変更が生じ、保険料の還付・調整等が行われたほか、障害基礎年金受給者1名の支給額が変更された。

国民健康保険システムでは、当該システムへの所得関連情報の入力漏れにより、一部の被保険者において国民健康保険高額療養費の支給に係る自己負担限度額の区分を、本来の区分より低く判定していたことから、高額療養費の対象者14名に過支給が生じた。

なお、これらは各所属において既に対策が講じられている。

障がい福祉システムと国民年金受付処理システムの各事案は、システムの導入・改修や、制度改正に伴う条件変更等の時点において、動作結果が関連法令等に合致しているかの確認が不十分であったことにより生じたものである。

また、国民健康保険システムの事案は区役所職員の入力漏れが直接的な原因であるが、マニュアルが作成・配付されていたとはいえ、当該業務は全ての区役所で職員の手作業により入力されており、ここで誤りが発生するリスクの認識と指導が不十分であったものと思料する。

さらに、国民年金受付処理システムと国民健康保険システムの各事案は外部機関の通報・照会等により判明していることに鑑みると、システム導入・改修等の後に、システムが現行制度に合致し、適正に動作しているかを確認する機会を設けていたか、それを行える専門知識を持った職員の育成が組織内で行われていたか、制度所管課と各区の関係所属との意思疎通・連携は十分であったかという点で、疑念を抱かざるを得ない。

業務の正確性と職員の負担軽減を両立するために今や電算システムは不可欠であり、本市においても既に多くの業務システムが稼働し、今後もその分野と領域は一層拡大すると予想される。一方で、システム導入・改修時の仕様や解釈に誤りがあった場合や、日々行う入力に誤りがあった場合、通知文書等の発出前に誤りを検出することが困難であるうえ、その影響は広範囲に及ぶことから、多くの市民の不利益や本市の損害、信頼低下につながるおそれがある。

福祉部が所管する多種多様かつ大量の業務は、本庁及び区役所、出先機関を含む多く

の職員を通じて執行されている。今後も新システムへの移行やシステムの導入・改修が予想されることから、このたび生じた誤り等の発覚を契機に、あらためて業務システムにひそむ設定誤りリスクや誤入力リスクの存在とその重大性を認識し、その検証を徹底的に行って誤り等の再発防止に努めるとともに、各種業務システムの運用について万全を期すよう求めるものである。

【有効性】